

分収割合の見直し

(1) 方向性

公社の分収造林事業は、労務費を中心に事業費が増嵩した一方、木材輸入の自由化等に伴い、木材価格は下落・低迷し、当初想定していた収益を得ることが困難であるほか、投下経費の回収も困難な状態になっており、公社が採算性を確保しつつ、営林地を適切に管理するためには、特定調停による債務整理やその他の経営改善努力とあわせ、土地所有者の方々の協力を得て、分収割合の変更により収支の改善を図る必要がある。

公社経営の改善のため、分収造林契約に基づく分収割合を見直し、土地所有者 40%、造林公社 60% から土地所有者 10%、造林公社 90% へ変更するため、契約変更を進める。

(2) 土地所有者説明・協議

契約変更に向けた土地所有者の方々への説明・協議は個別に行うことが基本である。あわせて、次の取組を行うことにより、契約変更の進捗を図る。

分収造林事業地域協力員の設置

分収造林契約の見直しについて理解いただき造林公社の事業推進に協力が得られる土地所有者の方等を地域協力員として委嘱する。

設置人数：小学校区または字（集落）に 1 人を目安

協力内容：説明・協議方法の検討、説明・協議への協力等

地域説明会の開催

分収造林契約の見直しについて、必要に応じ、地域ごとの説明会を開催する。

開催単位：小学校区または字（集落）単位

情報提供・発信

造林公社の経営状況や分収造林契約の見直しにかかる考え方および今後の方針等について、公社広報誌「森の虹」の送付等により情報提供を行う。

滋賀県にも適宜広報について協力を要請する。

(3) 契約変更の完了目標

平成 25 年度末までの完了を目指す。

(4) 分分割合見直しによる収支改善見込額試算

(単位：百万円)

	6:4の場合の収入見込額 (木材販売収益) a	9:1の場合の収入見込額 (木材販売収益) b	差 引 b-a
滋賀県造林公社 (償還財源)	1,486 ----- (5,957)	2,229 ----- (6,700)	743 ----- (743)
びわ湖造林公社 (償還財源)	2,365 ----- (10,872)	3,547 ----- (12,054)	1,182 ----- (1,182)
計 (償還財源)	3,851 ----- (16,829)	5,776 ----- (18,754)	1,925 ----- (1,925)

伐採にかかる経費として5%を木材販売収入から差し引いた後の収益を分収分収育林事業を除く。

参 考

分分割合変更の説明および内諾の状況

(平成22年度末)
(単位：者、%)

		区	市 町	財産区	生産森組	宗教法人	個人	法人	計
滋 賀 県 公 社	地権者数	87		5	18	14	450		574
	説明済み 地権者数 (説明済割合)	87 (100)		5 (100)	18 (100)	14 (100)	449 (99.8)		573 (99.8)
	内諾者数 (内諾割合)	0 (0)		0 (0)	0 (0)	3 (21.4)	102 (22.7)		105 (18.3)
び わ 湖 公 社	地権者数	124	5	10	28	36	1,756	13	1,972
	説明済み 地権者数 (説明済割合)	124 (100)	5 (100)	10 (100)	28 (100)	36 (100)	1,745 (99.4)	11 (84.6)	1,959 (99.3)
	内諾者数 (内諾割合)	9 (7.3)	0 (0)	0 (0)	2 (7.1)	0 (0)	427 (24.3)	0 (0)	438 (22.2)
合 計	地権者数	211	5	15	46	50	2,206	13	2,546
	説明済み 地権者数 (説明済割合)	211 (100)	5 (100)	15 (100)	46 (100)	50 (100)	2,194 (99.4)	11 (84.6)	2,532 (99.5)
	内諾者数 (内諾割合)	9 (4.3)	0 (0)	0 (0)	2 (4.3)	3 (6.0)	529 (24.0)	0 (0)	543 (21.3)

他府県公社の分収割合の見直し実施状況

(平成22年12月公社事務局調査)

1. 見直し実施公社数

実施している	検討中	実施していない	計
19(注1)	6	12	37

注1) 分収割合の変更手続きに着手している公社である。滋賀県・びわ湖2公社を含む。

2. 見直し後の分収割合の状況

(1) 全ての契約地を対象

所有形態に関わらず同率

見直し率	7:3	7.5:2.5	8:2	9:1	計
公社数	4	1	2	2(注1)	9

注1) 滋賀県・びわ湖2公社を含む。

所有形態により率が異なる

見直し率				計
市町村・社員	8:2	市町村・社員以外	7:3	3
市町村・財産区	8:2	市町村・財産区以外	7:3	1
市町村	9:1	市町村林以外	8:2	2
市町村	9:1	財産区	7.5:2.5	個人 7:3
県・市町村・財産区・森林組合	9:1	一般	8:2 ~ 3:7 変動比率)	
計				8

(2) 市町村所有契約地のみを対象

見直し率	8:2	9:1	計
公社数	1	1	2

3. 見直しの代償措置

項目	再造林の実施	木材価格が回復した場合の 分収割合見直し附記	計
公社数	1	3	4